

## 千葉市土木工事監督技術基準

### (目的)

第1条 この技術基準は、千葉市土木工事監督事務処理要領第9条の規定に基づき、千葉市が発注する土木工事その他これらに類する工事(以下「工事」という。)の請負契約に係る監督の技術的基準を定めることにより監督業務の適切な実施を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

#### 第2条

- (1)「監督」・・・契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況の確認及び把握等を行い、契約の適正な履行を確保する業務をいう。
- (2)「監督職員」・・・総括監督員、主任監督員、監督員を総称していう。
- (3)「監督の方法」・・・監督行為(指示、承諾、協議、提出、提示、通知、受理、確認、把握、連絡、立会)を総称していう。
  - ①指示・・・監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
  - ②承諾・・・契約図書で明示した事項で、受注者が監督職員に対し書面で申し出た工事の施工上必要な事項について、監督職員が書面により同意することをいう。
  - ③協議・・・書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等な立場で合議し結論を得ることをいう。
  - ④提出・・・監督職員が受注者に対し、工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
  - ⑤提示・・・監督職員が受注者に対し、工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。
  - ⑥通知・・・監督職員が受注者に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
  - ⑦受理・・・契約図書に基づき受注者の責任において監督職員に提出された書面を監督職員が受け取り、内容を把握することをいう。
  - ⑧確認・・・契約図書に示された事項について、監督職員等(現場技術員を含む。以下同じ。)が臨場若しくは受注者が提出した資料により、監督職員がその内容について契約図書との適合を確かめ、受注者に対して認めることをいう。
  - ⑨把握・・・監督職員等が臨場若しくは受注者が提出又は提示した資料に

より施工状況、使用材料、提出資料の内容等について、監督職員が契約図書との適合を自ら認識しておくことをいい、受注者に対して認めるものではない。

- ⑩連絡・・・監督職員が受注者に対し、契約書第 18 条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭などの署名または押印が不要な手段により知らせることをいう。
- ⑪立会・・・契約図書に示された項目について、監督職員等が臨場し、契約図書との適合を確かめることをいう。

(監督の実施)

第 3 条 監督職員等は、以下の表の各項目について技術的に十分検討のうえ監督を実施するものとする。

| 項 目                           | 業 務 内 容  | 関連図書及び条項                 |
|-------------------------------|--|--------------------------|
| 1. 契約の履行の確保                   |  |                          |
| (1) 契約図書の内容の把握                | 契約書、設計書、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書等、その他契約の履行上必要な事項について把握する。   | 共仕第 1 編 1-1-2            |
| (2) 施工計画書の受理                  | 受注者から提出された施工計画書により、施工計画の内容を把握する。   | 共仕第 1 編 1-1-4            |
| (3) 施工体制の把握                   | 「工事現場における施工体制の点検要領」により現場における施工体制の把握を行う   | 適正化法第 16 条               |
| (4) 契約書及び設計図書に基づく指示、承諾、協議、受理等 | 契約書及び設計図書に示された指示、承諾、協議（詳細図の作成を含む）及び受理等について、必要により現場状況を把握し、適切に行う   | 契 第 9 条<br>共仕第 1 編 1-1-6 |
| (5) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知       | ① 契約書第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号までの事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を請求されたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討のうえ、必要により工事内容の変更、設計図書の訂正又は変更内容を定める。<br>② 前項の調査結果を受注者に通知(指示する必要があるときは、当該指示を含む)する。 | 契 第 18 条<br><br>契 第 18 条 |

| 項 目                    | 業 務 内 容  | 関連図書及び条項                   |
|------------------------|--|----------------------------|
| (6) 変更設計図面及び数量等の作成     | 一般的な変更設計図面及び数量について受注者からの確認資料等をもとに作成する。   | 契 第 18 条<br>共仕第 1 編 1-1-14 |
| (7) 関連工事との調整           | 関連する 2 以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し、必要事項を受注者に対し指示を行う。   | 契 第 2 条                    |
| (8) 工程把握及び工事促進指示       | 受注者からの履行報告又は実施工程表に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。  | 契 第 11 条<br>共仕第 1 編 1-1-24 |
| (9) 工期変更の事前協議及びその結果の通知 | 契約書第 15 条第 7 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 5 項、第 19 条、第 20 条第 3 項、第 22 条及び第 44 条第 2 項の規定に基づく工期変更について、事前協議及びその結果の通知を行う。 | 共仕第 1 編 1-1-15             |
| (10) 工事中止及び工期の延長の検討    | ① 工事の全部若しくは一部の施工を一部中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、必要な手続きを行う。  | 契 第 20 条<br>共仕第 1 編 1-1-13 |
|                        | ② 受注者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し、必要な手続きを行う。   | 契 第 17～20、22 条<br>契 第 44 条 |
| (11) 一般的な工事目的物等の損害の調査  | 工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、必要な手続きを行う。                              | 契 第 28 条                   |
| (12) 不可抗力による損害の調査      | ① 天災等の不可抗力による工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、調査結果を受注者へ通知する。                                       | 契 第 30 条<br>共仕第 1 編 1-1-38 |
|                        | ② 損害等の負担請求内容を審査し、必要な手続きを行う。  | 契 第 30 条                   |

| 項 目                         | 業 務 内 容   | 関連図書及び条項                         |
|-----------------------------|---|----------------------------------|
| (13) 第三者に及ぼした損害の調査          | 工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、その措置に必要な手続きを行う。  | 契 第 29 条                         |
| (14) 部分使用の確認等               | 部分使用を行う場合は、当該部分の品質及び出来形の確認を行い、検査担当課長等への検査依頼等を行う。  | 契 第 34 条<br>共仕第 1 編 1-1-22       |
| (15) 部分払請求時の出来形の審査等         | 部分払いの請求があった場合は、工事出来形内訳書の審査及び工事既済部分検査調書の作成を行い、検査担当課長等への検査依頼等を行う。   | 契 第 38 条<br>共仕第 1 編 1-1-21       |
| (16) 工事関係者に関する措置請求          | 現場代理人がその職務の遂行につき著しく不相当と認められる場合及び主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者、下請負人等が工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる場合は、契約事務担当職員への報告等受注者に対する措置請求に必要な手続きを行う。 | 契 第 12 条<br>共仕第 1 編 1-1-25       |
| (17) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求等 | ① 契約書第 47 条第 1 項及び第 48 条第 1 項に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、契約事務担当職員への報告等その措置に必要な手続きを行う。   | 契 第 47 条<br>契 第 48 条             |
|                             | ② 受注者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、契約事務担当職員への報告等必要な手続きを行う。   | 契 第 50 条                         |
|                             | ③ 契約が解除された場合は、既済部分出来形の調査及び工事既済部分検査調書の作成を行い、検査担当課長等へ検査依頼等を行う。  | 契 第 53 条                         |
| 2. 施工状況の確認等<br>(1) 事前調査等    | 下記の事前調査業務を必要に応じて行う。<br>① 工事基準点の指示   | 共仕第 1 編 1-1-37<br>共仕第 3 編 1-1-14 |

| 項 目   | 業 務 内 容   | 関連図書及び条項                                    |
|---|---|---|
| <p>(2) 指定材料の確認</p> <p>(3) 工事施工の立会い</p> <p>(4) 工事施工状況の確認 (段階確認)</p> <p>(5) 工事施工状況の把握</p> <p>(6) 建設副産物の適正処理状況等の把握</p> | ② 既設構造物の把握  |   |
|   | ③ 支給（貸与）品の確認  | 契 第 15 条                                    |
|   | ④ 事業損出防止家屋調査の立会い  | 共仕第 1 編 1-1-16                              |
|   | ⑤ 受注者が行う官公庁等への届出の把握   | 共仕第 3 編 1-1-5                               |
|   | ⑥ 工事区域用地の把握   | 共仕第 1 編 1-1-35                              |
|   | ⑦ その他必要な事項  | 契 第 16 条                                    |
|   | <p>設計図書において、監督職員の試験若しくは確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は監督職員の立会いのうえ調合し、又は調合について見本の確認を受けるものと指定された材料の品質・規格等の試験、立会い、又は確認を行う。</p>                                  | <p>契 第 13～14 条</p> <p>共仕第 2 編第 1 章第 2 節</p> |
|   | <p>設計図書において、監督職員の立会いのうえ施工するものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立会いを行う。</p>  | <p>契 第 14 条</p> <p>共仕第 3 編 1-1-6</p>        |
|   | <p>設計図書に示された施工段階において、臨場等により確認を行う。(別表 1)</p>   | <p>共仕第 3 編 1-1-6</p>                        |
|   | <p>主要な工種について、適宜臨場等により把握を行う。</p>   |   |
|   | <p>建設副産物を搬出する工事にあつては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、適正に処理されているか把握する。</p> <p>また、建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事にあつては、受注者が作成する再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書等により、リサイクルの実施状況を把握する。</p> | <p>共仕第 1 編 1-1-18</p>                       |

| 項 目                  | 業 務 内 容  | 関連図書及び条項   |
|----------------------|--|--|
| (7) 改造請求及び破壊による確認    | <p>① 工事の施工部分が契約図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは、改造の指示又は改造請求を行う。</p> <p>② 契約書第 13 条第 2 項若しくは第 14 条第 1 項から第 3 項までの規定に違反した場合、又は工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合は、工事の施工部分を破壊して確認する。</p> | <p>契 第 17 条</p> <p>契 第 17 条</p>                    |
| (8) 支給材料及び貸与品の確認、引渡し | <p>① 設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき確認し、引渡しを行う。</p> <p>② 前項の確認の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合、又は使用に適当でないと認められる場合は、これに代わる支給材料若しくは貸与品を引渡す等の措置をとる。</p>                                   | <p>契 第 15 条<br/>共仕第 1 編 1-1-16</p> <p>契 第 15 条</p> |
| 3. 円滑な施工の確保          |  |  |
| (1) 地元対応             | <p>受注者が行う地元住民等との工事の施工上必要な交渉に対し、指示等必要な措置を行う。また、地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し必要な措置を行う。</p>   | <p>共仕第 1 編 1-1-35</p>                              |
| (2) 関係機関との協議・調整      | <p>工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を行う。</p>  | <p>共仕第 1 編 1-1-35</p>                              |
| 4. その他               |  |  |
| (1) 現場発生品の処理         | <p>工事現場における発生品について、規格、数量等を確認しその処理方法について指示する。</p>   | <p>共仕第 1 編 1-1-17</p>                              |

| 項 目                 | 業 務 内 容   | 関連図書及び条項                   |
|---------------------|---|----------------------------|
| (2) 臨機の措置           | 災害防止、その他工事の施工上特に必要<br>があると認められるときは、受注者に対し<br>臨機の措置を求める。                 | 契 第 27 条<br>共仕第 1 編 1-1-41 |
| (3) 事故等に対する措<br>置   | 事故等が発生したときは、速やかに状況<br>を調査し、「千葉市建設工事安全対策委員<br>会」に報告する。                   | 共仕第 1 編 1-1-29             |
| (4) 工事成績の評定         | 総括監督員及び主任監督員は、完成検査<br>または部分引渡し検査のとき「千葉市工事<br>成績評定要領」に基づき工事成績の評定を<br>行う。 |                            |
| (5) 工事完成検査等の<br>立会い | 原則として主任監督員、監督員は、工事<br>の完成、既済部分、中間の各段階における<br>工事検査の立会いを行う。               | 共仕第 1 編 1-1-20             |
| (6) 検査日の通知          | 工事検査に先立って、検査担当課長から<br>通知された検査日を受注者に対して通知<br>する。                         | 共仕第 1 編 1-1-20             |

\* 1 「関連図書及び条項」は、次のとおりとする。

契・・・・・・工事請負契約書

共仕・・・・・・千葉市土木工事共通仕様書

適正化法・・・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

\* 2 「契約事務担当職員」は、当該契約事務を担当する課の長をいう。

\* 3 「検査担当課長」は、当該検査事務を担当する課の長をいう。

\* 4 「現場技術員」は、建設コンサルタント等と雇用関係にあり、監督職員に代わり立会  
い等の業務を行う者をいう。

#### (重点監督の実施)

第 4 条 監督職員等は、施工条件が厳しい工事、第三者に対する影響のある工事、  
低入札工事等については、確認等の頻度を増やした監督体制（重点監督）  
をとるものとする。

対象工事等については、「重点監督対象工事について」（別添）による。